

第 1 編 組 織

1. 事 務 分 掌

2. 機 構 図

3. 機 構 の 変 遷

4. 歴 代 管 理 者

5. 職 員 数

6. 職 員 給 与 費

7. 職 員 構 成

(1)年 令 別 職 員 構 成

(2)勤続年数別職員構成

1. 事務分掌(平成24年4月1日現在)

(水道部の事務)

上下水道経営課

- (1) 局の文書及び公印の総括管理に関すること。
- (2) 局の職員の任免、給与、服務等に関すること。
- (3) 局の職員の福利厚生及び労働安全衛生に関すること。
- (4) 局の職員の研修に関すること。
- (5) 局の被服の貸与に関すること。
- (6) 労働組合に関すること。
- (7) 局の公務災害等の労務に関すること。
- (8) 局の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、運転免許の更新、人間ドックの受診及び時間外協定に係るものを除く。
- (9) 局の公告式に関すること。
- (10) 水道部の議会及び議会資料の調整に関すること。
- (11) 局の公用自動車に係る総括管理に関すること。
- (12) 局の職員の安全運転管理に関すること。
- (13) 水道部が所管する庁舎の管理に関すること。
- (14) 局の組織及び権限に関すること。
- (15) 局の災害対策に関すること。
- (16) 局の電子計算組織に係る調査、企画、立案及び総合調整に関すること。
- (17) 水道事業及び下水道事業の広報活動に関すること。
- (18) 断水に係る広報及び応急給水に関すること。
- (19) 局の予算の編成及び執行管理に関すること。
- (20) 局の決算及び業務状況の報告に関すること。
- (21) 局の資産の再評価及び減価償却に関すること。
- (22) 局の財政計画及び資金計画に関すること。
- (23) 局の公金の出納及び保管に関すること。
- (24) 局の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (25) 局の企業債に関すること。
- (26) 局の収入及び支出証書の審査に関すること。
- (27) 局の会計伝票の保管に関すること。
- (28) 水道事業及び下水道事業の調査、研究、企画及び総合調整に関すること。
- (29) 局の事業の審査及び進行管理の総括に関すること。
- (30) 局の工事その他の請負契約及び業務委託契約に関すること。
- (31) 局の物品の売買及び賃借契約に関すること。
- (32) 下水道事業の事務委託に関すること。

(33) 流域下水道負担金に関すること。

(34) 水道部の庶務に関すること。

給水管理課

- (1) 給水装置工事の申込みの受付、設計審査、監督及び検査並びに給水に係る処分に関すること。
- (2) 給水装置の構造及び材質に係る水道法(昭和32年法律第177号)第16条の規定に基づく政令で定める基準への適合検査又は確認に関すること。
- (3) 枚方市水道事業給水条例(平成9年枚方市条例第27号)第35条の給水管の施設の認定及び必要な措置の決定に関すること。
- (4) 給水装置に係る分担金、手数料等の徴収に関すること。
- (5) 給水装置工事事業者の指定及び処分に関すること。
- (6) 給水装置工事受付システムの管理及び運営に関すること。
- (7) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者との連絡調整に関すること。
- (8) 分水に係る協定、覚書等の締結に関すること。
- (9) 水道料金に係る予納金の納付に関すること。
- (10) 水道事業に係る法定外公共物に関すること。
- (11) 水道事業に係る用地の取得、処分、交換及び賃貸借に係る鑑定及び登記に関すること。
- (12) 水道事業に係る用地の管理及び境界確定に関すること。
- (13) 土地収用法(昭和26年法律第219号)の施行の調整に関すること。
- (14) 水道事業に係る公有財産の台帳整備及び所管の調整に関すること。
- (15) 送配水管等及び用地の移管事務に関すること。
- (16) 送配水管等の布設図面及び台帳整備に関すること。
- (17) 給水戸番図に関すること。
- (18) 水道施設情報管理システムの管理及び運営に関すること。
- (19) 水道事業に係る工事監理に関すること。

水道工務課

- (1) 水道施設築造工事及び改良事業の設計、施行及び監督に関すること。
- (2) 水道施設築造工事及び改良事業に係る諸手続及び関係機関との調整に関すること。
- (3) 水道施設の整備拡張に係る協定、覚書、契約等の締結に関すること。
- (4) 送配水管等の改良及び移設工事(受託に係るものを含む。)の設計、施行及び監督に関すること。
- (5) 受託工事に伴う負担協定の締結及び負担金の徴収に関すること。
- (6) 水道部が所管する建築物の営繕工事に関すること。
- (7) 水道工事設計積算システムの管理及び運営に関すること。
- (8) 鉛管の解消に関すること。
- (9) 計画配水系統に関すること。
- (10) 掘削工事等に伴う水道施設の立会業務に関すること。

お客さまセンター

- (1) 水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金(以下「水道料金等」という。)の調定及び納入通知に関すること。
- (2) 水道料金等の算定に係る電子計算組織に関すること。
- (3) 水道メーター(以下「メーター」という。)及び汚水排除メーターの検針に関すること。
- (4) 使用水量及び汚水排除量の認定に関すること。
- (5) メーターに係る現場調査及び処分に関すること。
- (6) 開栓及び閉栓に関すること。
- (7) 用途の認定に関すること。
- (8) 私設メーター取替費用の助成に関すること。
- (9) 水道料金等の収納に関すること。
- (10) 水道料金等の還付に関すること。
- (11) 水道料金等に係る金融機関等との渉外に関すること。
- (12) 滞納に係る水道料金等(以下「滞納料金等」という。)の収納及び督促に関すること。
- (13) 滞納料金等に係る停水処分に関すること。
- (14) 水道料金等に係る欠損処分に関すること。
- (15) 水道料金等の減額又は免除に関すること。
- (16) 水道料金等に係る予納金の還付に関すること。
- (17) お客さまの窓口に関すること。

水道保全課

- (1) メーターの取替えに関すること。
- (2) 送配水管等の維持補修工事に関すること。
- (3) 水道の使用に係る監視、取締り及び処分に関すること。
- (4) 給水装置の修繕及び修繕工事費の徴収に関すること。
- (5) 漏水の防止に関すること。
- (6) 小規模工事に係る単価の積算及び執行管理に関すること。
- (7) 貯水槽水道の実態調査に関すること。
- (8) 資材及び工具の出納、保管及び棚卸に関すること。

浄水課

- (1) 取水、浄水及び送配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 取水、浄水及び送配水の実施に関すること。
- (3) 取水施設、浄水施設(排水処理施設を含む。)及び送配水施設(送配水管等を除く。)の点検補修及び維持管理に関すること。
- (4) 大阪広域水道企業団からの受水に関すること。
- (5) 水道施設築造工事及び改良工事の電気設備及び機械設備の設計、施行及び監督に関すること。
- (6) 水道部が所管する庁舎の電気設備及び機械設備の営繕工事に関すること。

- (7) 水道部の他の課の所管に属さない電気、機械等に関すること。
- (8) 水道に関する法令に基づく水質検査に関すること。
- (9) 水道の水源及び水道水の浄化過程の調査研究に関すること。
- (10) 水道用薬品に関すること。

共通事務

- (1) 公有財産の取得及び管理、処分に関すること。
- (2) 事業用地の取得・借用に係る資料の作成及び関係者との調整に関すること。
- (3) 請負業務の監督及び検査に関すること。
- (4) 住宅建設等開発行為に係る協議及び指導並びに各施設の検査、指導及び移管・帰属・寄附等に関すること。
- (5) 所管事務に関し、国、府及び関係団体と協議及び調整を行うこと。
- (6) 公用自動車の管理に関すること。
- (7) 公用自動車等の事故に関する報告及び示談等事後処理に関すること。
- (8) 陳情・要望・苦情・相談に関すること。
- (9) 情報公開及び行政情報の提供に関すること。
- (10) 所管事務に係る広報に関すること。
- (11) 所管事務に係る条例、規程等の制定及び改廃に関すること。
- (12) 所管事務に係る不動産の賃貸借・使用貸借及び目的外使用に関すること。
- (13) 事業計画の立案に関すること。
- (14) 所管事務に係る道路及び河川の占用・明示申請に関すること。
- (15) 会計伝票の作成に関すること。
- (16) 他の室又は課の所管する事業用地その他関連用地の地番、地籍、所有者等の調査、測量及び境界確定の援助及び協力に関すること。
- (17) 文書管理に関すること。
- (18) 庶務に関すること。

(下水道部の事務)

下水道整備室

- (1) 公共下水道の汚水・雨水施設の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- (2) 水路景観施設の新設及び改良に関すること。
- (3) 前2号に係る工事に係る家屋調査及び補償に関すること。
- (4) 公共下水道施設の計画及び事業認可に関すること。
- (5) 公共下水道の供用開始区域及び処理開始区域に関すること。
- (6) 公共下水道区域内公共汚水ます設置の調整に関すること。
- (7) 地下埋設物設置者との連絡調整に関すること。
- (8) 浸水対策に関すること。
- (9) 下水道部における施策の企画及び調整、事務事業の進行管理並びに事務改善に関すること。

- (10) 下水道部の議会及び議会資料の調整に関すること。
- (11) 下水道部の庶務に関すること。
- (12) 下水道部の文書の総括管理に関すること。
- (13) 流域下水道事業に関すること。

下水道管理課

- (1) 下水道事業に係る用地の管理及び境界確定、占用許可その他管理に関すること。
- (2) 国・府の管理する水路(公共下水道区域内に限る。)の譲受けに関すること。
- (3) 枚方市下水道条例(昭和51年枚方市条例第27号)第34条に規定する行為の許可その他配水施設の指導に関すること。
- (4) 水洗化に関すること。
- (5) 市下水道排水設備指定工事店の指定及び処分に関すること。
- (6) 市下水道排水設備指定工事店及び責任技術者との連絡調整に関すること。
- (7) 寝屋川流域における浸透阻害行為の指導に関すること。
- (8) 下水道事業における道路法(昭和27年法律第180号)第34条協議に関すること。
- (9) 公共・公益施設における雨水流出抑制施設に関すること。
- (10) 下水道法(昭和33年法律第79号)及び枚方市下水道条例に基づく悪質下水(公共下水道処理区域内のものに限る。)の規制、監視、指導及び検査に関すること。
- (11) 下水道事業に係る工事監理に関すること。

下水道施設維持課

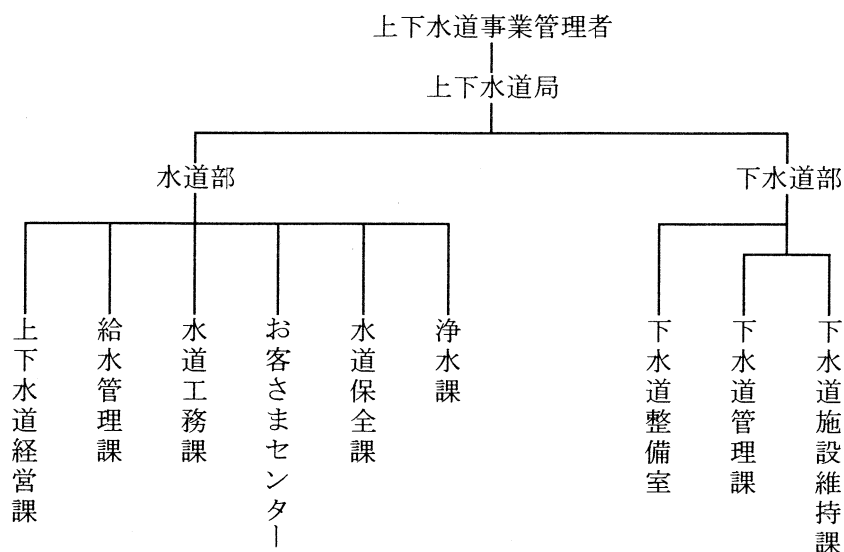
- (1) 公共下水道施設、水路及び排水ポンプ場等の維持管理並びに災害復旧に関すること。
- (2) 排水ポンプ場等のポンプ設備の新設及び改良に関すること。
- (3) 侵入水の調査及び防止工事に関すること。
- (4) 私有の管きょ及び水路に関すること。
- (5) 下水道部が所管する電気設備及び機械設備に関すること。
- (6) 北部別館の維持管理に関すること。

共通事務

- (1) 公有財産の所得及び管理、処分に関すること。
- (2) 事業用地の取得・借用に係る資料の作成及び関係者との調整に関すること。
- (3) 請負業務の監督及び検査に関すること。
- (4) 住宅建設等開発行為に係る協議及び指導並びに各施設の検査、指導及び移管・帰属・寄附等に関すること。
- (5) 所管事務に関し、国、府及び関係団体と協議及び調整を行うこと。
- (6) 公用自動車等の管理に関すること。
- (7) 公用自動車等の事故に関する報告及び示談等事後処理に関すること。
- (8) 陳情、要望、苦情、相談に関すること。
- (9) 情報公開及び行政情報の提供に関すること。

- (10) 所管事務に係る広報に関すること。
- (11) 所管事務に係る条例、規程等の制定及び改廃に関すること。
- (12) 所管事務に係る不動産の賃貸借・使用貸借及び目的外使用に関すること。
- (13) 事業計画の立案に関すること。
- (14) 所管事務に係る道路及び河川の占有・明示申請に関すること。
- (15) 会計伝票の作成に関すること。
- (16) 他の室又は課の所管する事業用地その他関連用地の地番、地籍、所有者等の調査、測量及び境界確定の援助及び協力に関すること。
- (17) 文書管理に関すること。
- (18) 庶務に関すること。

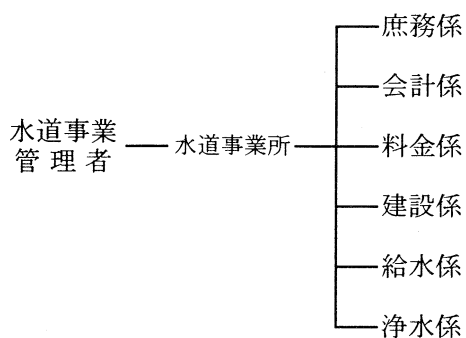
2.機構図(平成24年4月1日現在)



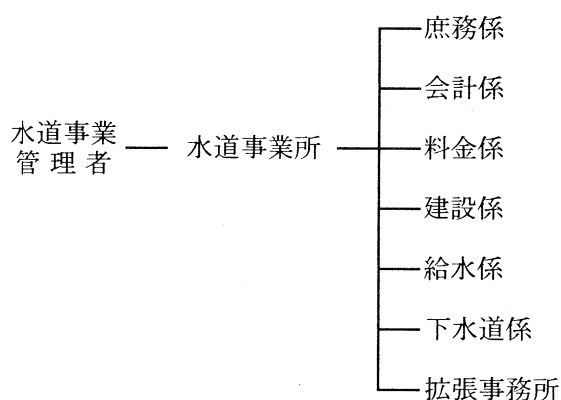
3.機構の変遷

水道事業は、昭和35年4月に地方公営企業法を適用し、管理者を設け、市から独立した機関となる。
 下水道事業は、平成23年4月に地方公営企業法を適用し、水道事業との組織統合を行った。

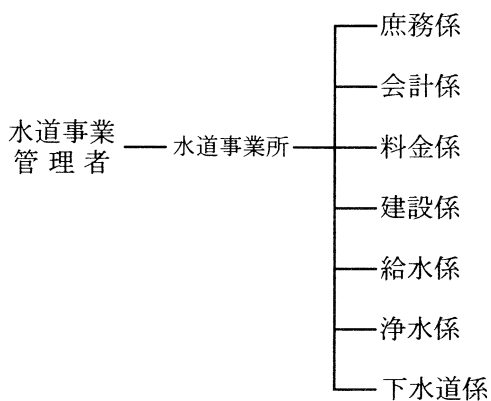
昭和35年



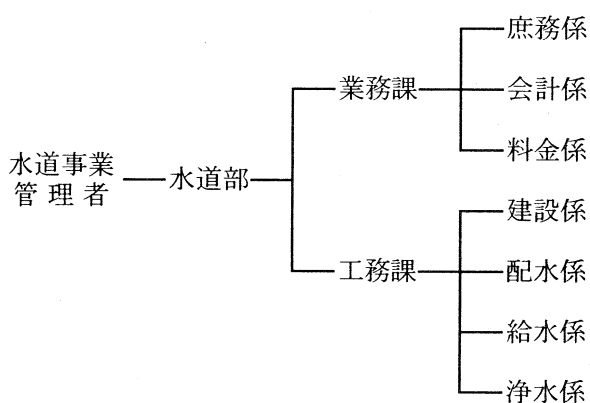
昭和37年9月1日



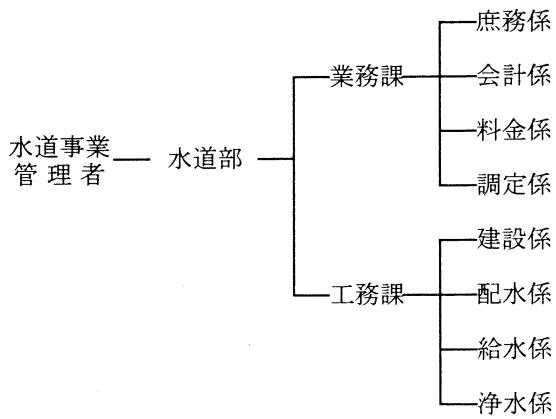
昭和37年7月1日



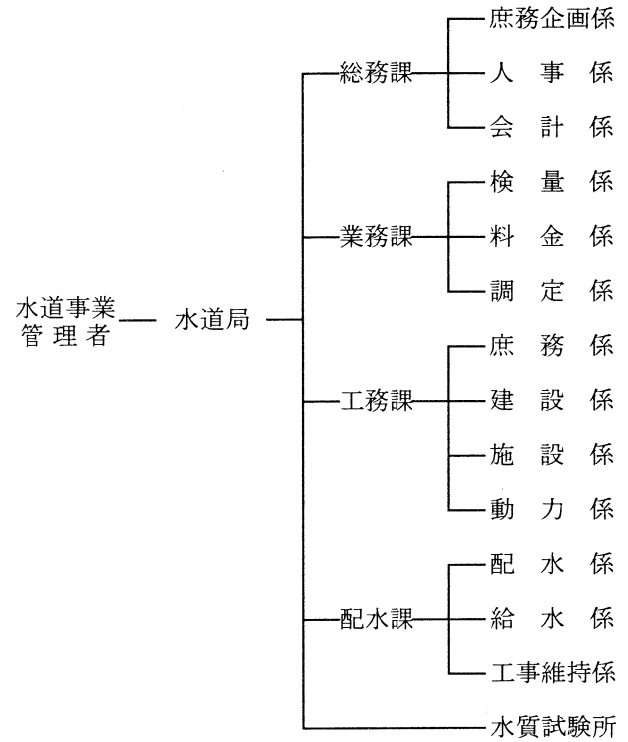
昭和38年12月6日



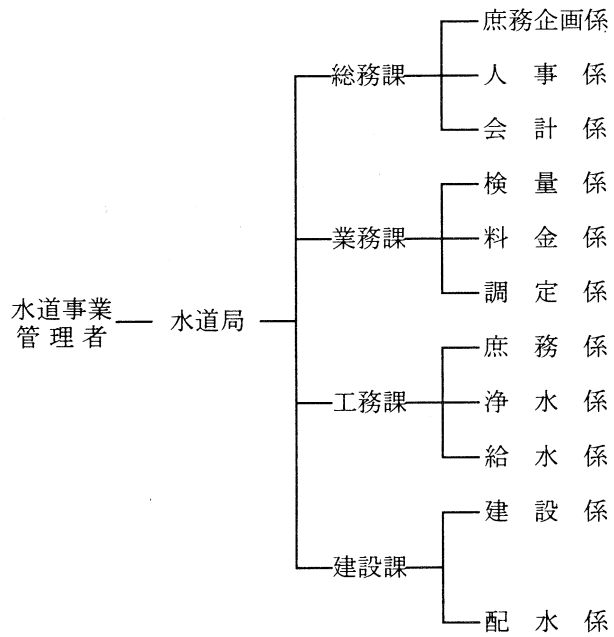
昭和40年5月15日



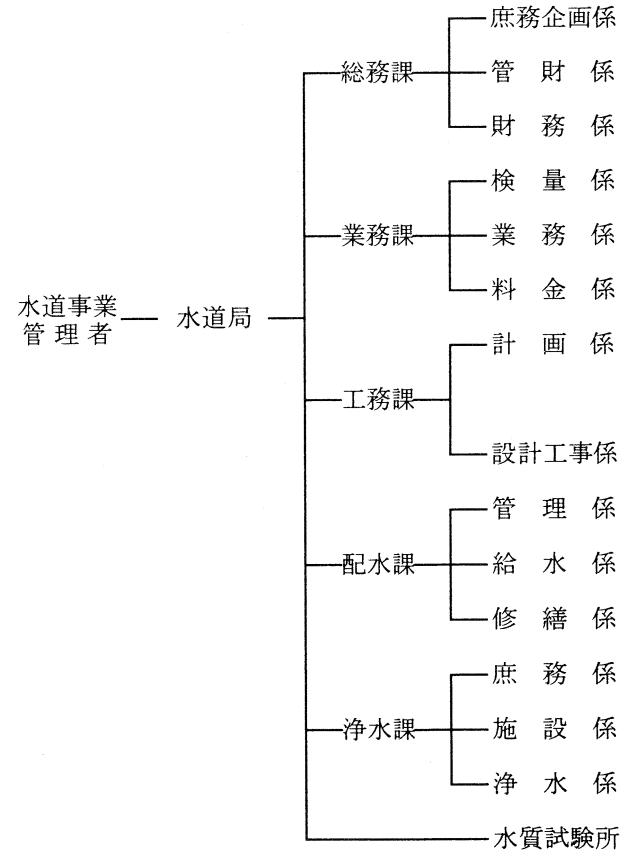
昭和42年8月3日



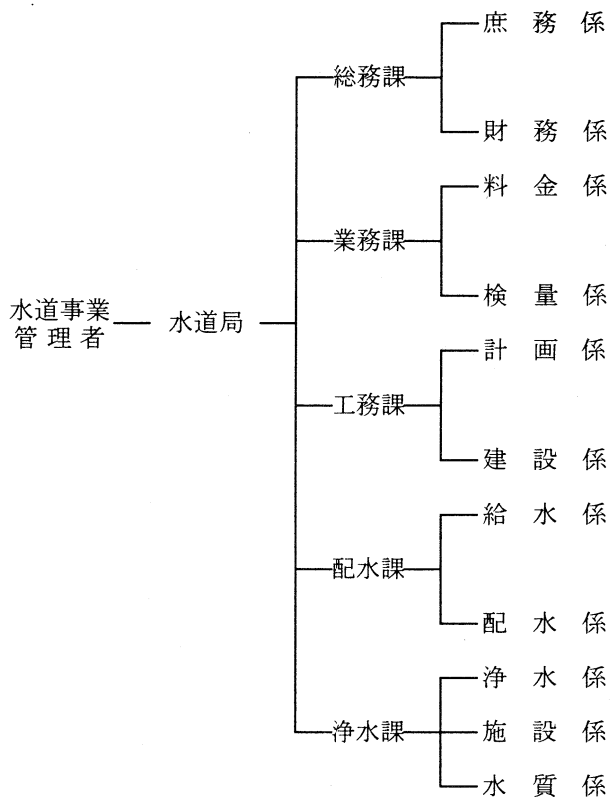
昭和41年4月16日



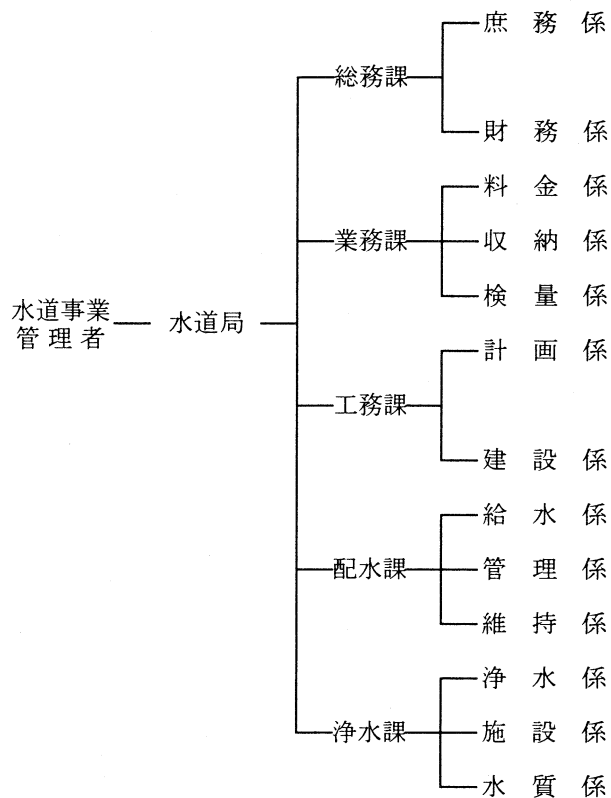
昭和44年4月1日



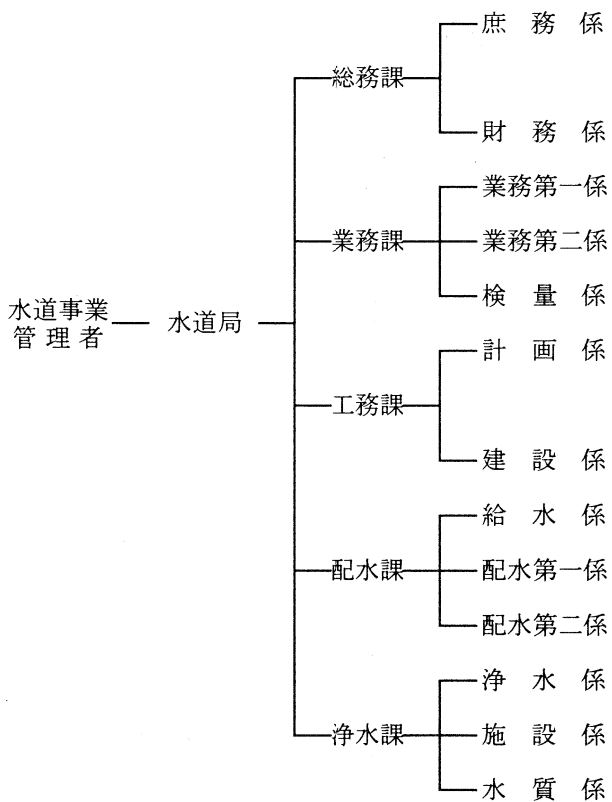
昭和45年4月1日



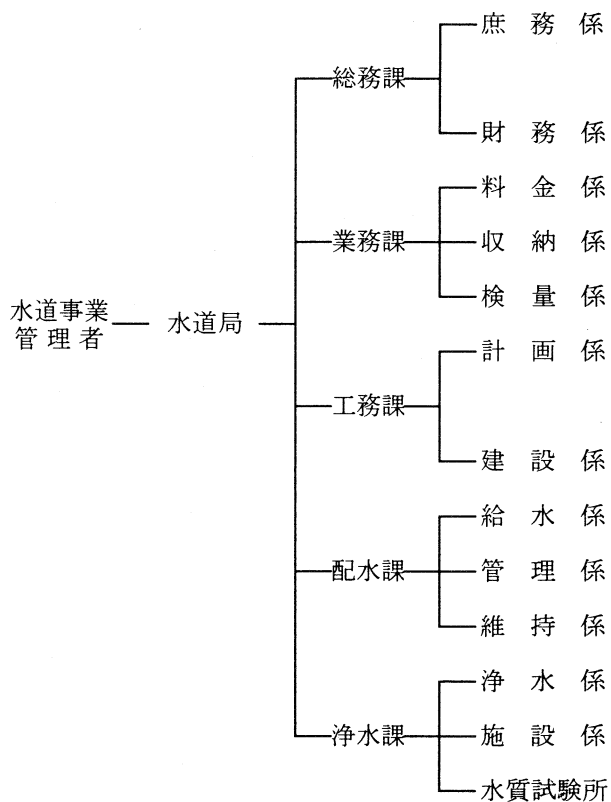
昭和58年10月29日



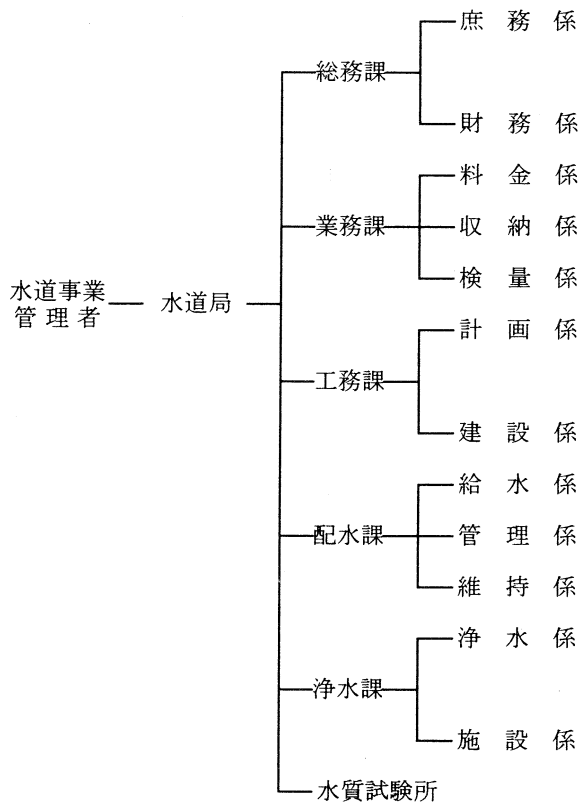
昭和51年6月5日



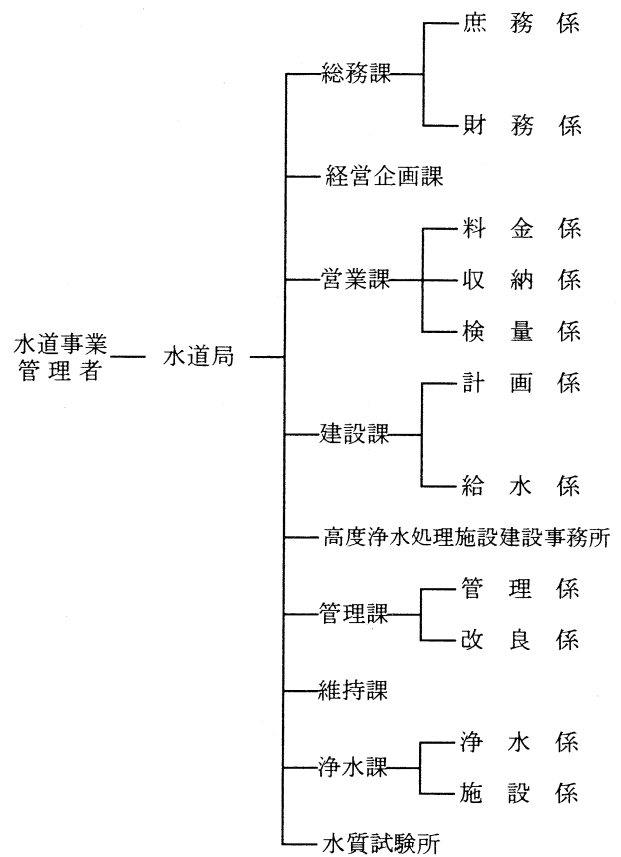
昭和61年4月1日



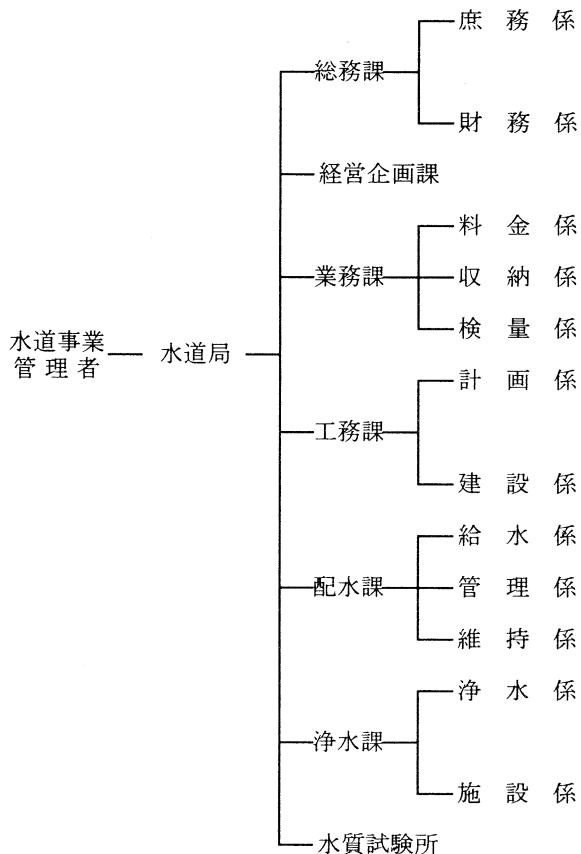
平成元年4月1日



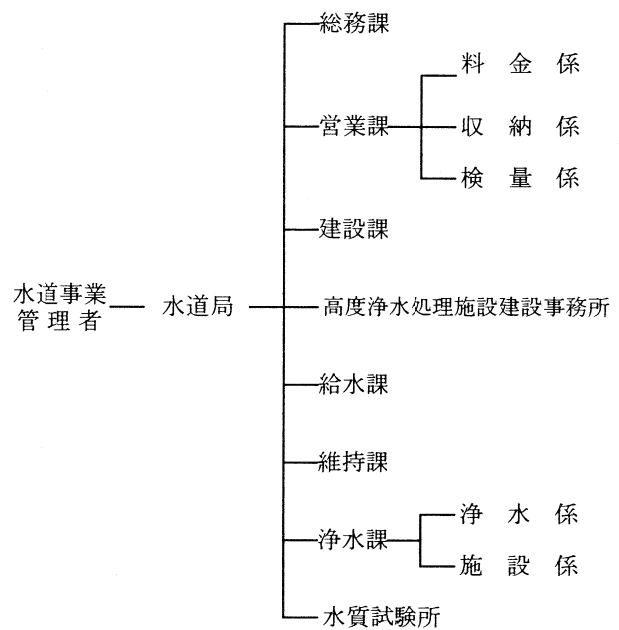
平成5年4月16日



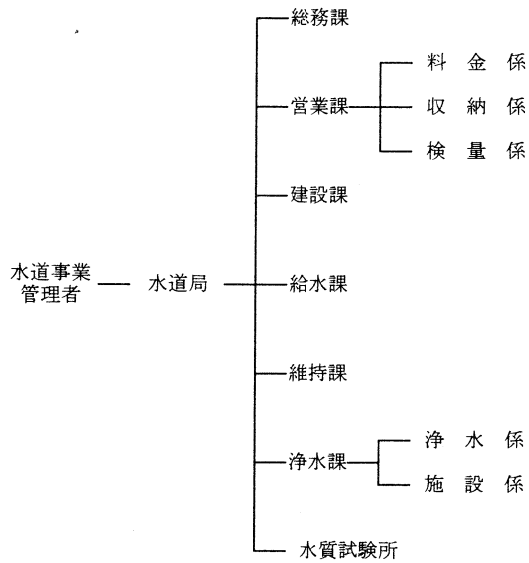
平成2年4月16日



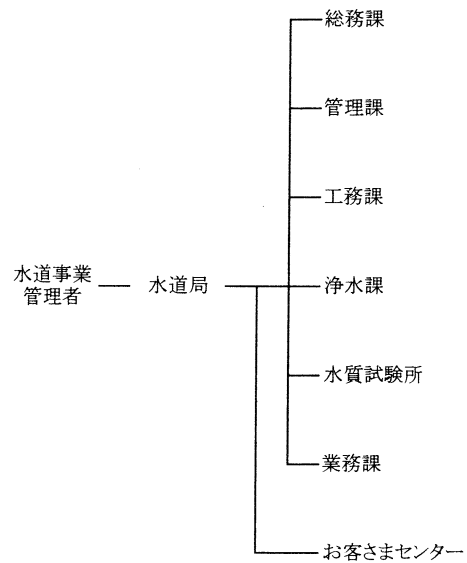
平成8年4月19日



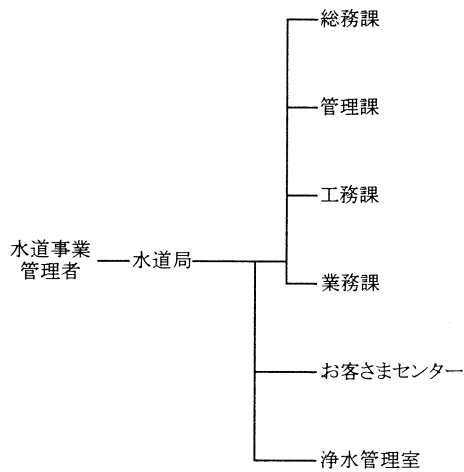
平成11年5月25日



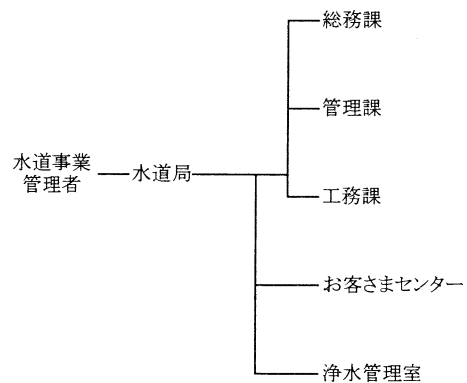
平成13年4月17日



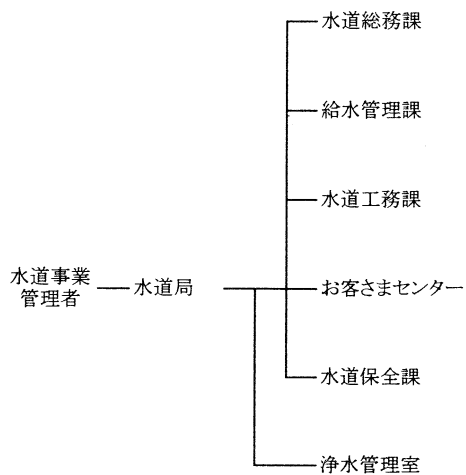
平成15年5月27日



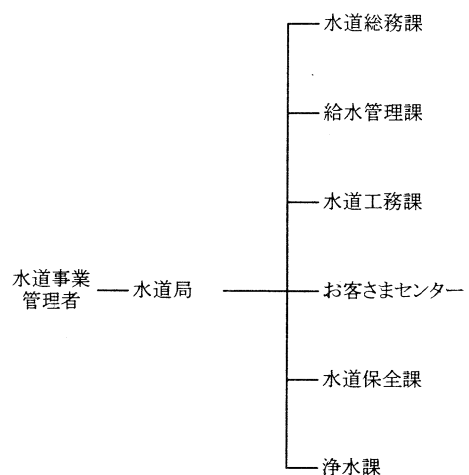
平成17年4月1日



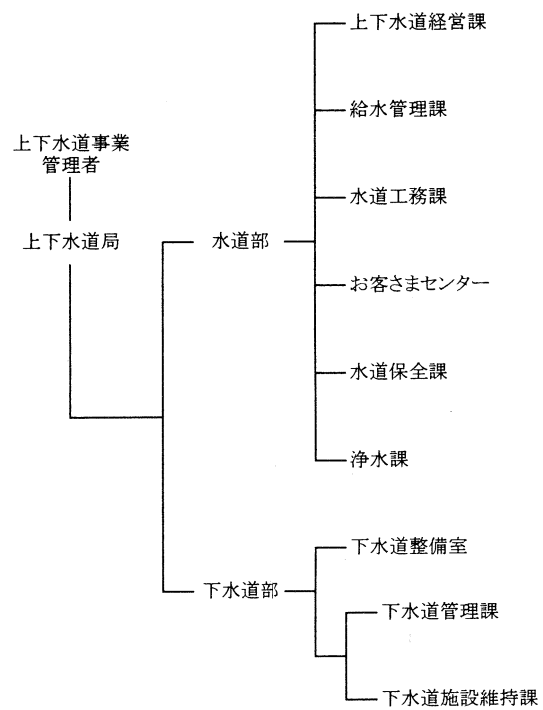
平成18年4月1日



平成20年4月1日



平成23年4月1日



4. 歴代管理者（H. 24 . 4 . 1 現在）

氏名		就任年月日	退任年月日	期間
藤井 幸夫 (助役兼任)		昭和35年 4月 1日	昭和38年 3月31日	3年 0ヶ月
藤原 作一 (助役兼任)		昭和38年 4月 1日	昭和41年 1月 4日	2年 8ヶ月
白川 朝明 (助役兼任)		昭和41年 1月 5日	昭和41年12月31日	1年 0ヶ月
寺嶋 宗一郎 (市長兼任)		昭和42年 1月 5日	昭和42年 4月30日	4ヶ月
山村 富造 (市長兼任)		昭和42年 5月 1日	昭和50年 8月 2日	8年 3ヶ月
北牧 一雄 (市長兼任)		昭和50年 8月31日	昭和51年 6月 3日	9ヶ月
門前 正治		昭和51年 6月 4日	昭和52年 2月14日	9ヶ月
大塩 和男		昭和52年 5月 2日	昭和60年 9月11日	8年 4ヶ月
橋本 巧		昭和60年 9月12日	昭和62年12月20日	2年 3ヶ月
田中 和夫		昭和63年 1月 9日	平成 6年 7月31日	6年 7ヶ月
為川 勝		平成 6年 8月 1日	平成10年 7月31日	4年 0ヶ月
藤井 治人		平成11年 5月25日	平成15年 3月31日	3年10ヶ月
中島 輝治		平成15年 5月22日	平成16年 3月31日	10ヶ月
内山 喬之		平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	4年 0ヶ月
榎本 志郎		平成20年 4月 1日	平成23年 9月30日	3年 6ヶ月
西尾 和三		平成23年10月 1日		

※空席期間は助役または水道局長が職務代行

5. 職員数（H. 24 . 4 . 1 現在）

<水 道 部>

(単位:人)

所 属 区 分		部	上下水道経営課				給水管理課				水道工務課		お客さまセンター		水道保全課				浄水課				計	
			総務・ 危機 管理 グループ	水道 財務グ ループ	下水 財務グ ループ	管財 グループ	情報 管理 グループ	審査・ 総務 グループ	検査 グループ	建設 第1グ ループ	建設 第2グ ループ	料金 グループ	検量・ 受益 者負担金	保全 グループ	修繕 グループ	管理 グループ	貯水 槽・漏 水調 査チーム	施設 計画グ ループ	施設 管理グ ループ	浄水 管理グ ループ	水質 管理グ ループ			
部	長	1																				1		
参	事																					0		
次	長	3(1)																				3		
室	長																					0		
副	参																					0		
課	長			(1)				1		1		1		1				1				5		
主	幹			2						1		1		1								5		
課	長 代 理		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	17		
副	参 与															1						1		
係	長		4	1	2	1		3	2	3	5	1	1	1	2	1		2	1	1		31		
主	任		2	1				4	2	3	5	3	2	3	7	1		1	3	2	3	42		
統 括 主 任												2	1		3		1					7		
事 務 職 員			1	1	1		1											1				5		
技 術 職 員															1					2		3		
再 任 用						1	1		1		1	1	2		1	1	2		1	3		15		
再 就 業																	1	1				2		
任期付短時間勤務職員										3												0		
非常勤特別職(ワーク)																				1		4		
	4		18				21				24		16		32				26					141

<注1>上下水道事業管理者を除く

<注2>臨時職員を除く

<下水道部>

区 分	所 属	部	下水道整備室						下水道管理課				下水道施設維持課				計	
			総務 グループ	計画 グループ	整備 促進 グループ	汚水 整備 第1グループ	汚水 整備 第2グループ	雨水 整備 第1グループ	雨水 整備 第2グループ	総務・ 占用 管理 グループ	開発・ 明示 管理 グループ	排水 設備 管理 グループ	水洗 化促 進管 理 グループ	維持・ 管理 グループ	調査・ 管路 グループ	設備 グループ		総務・ 改良 グループ
部 長	参 事	1																1
次 長	室 長	2(1)			(1)													0
副 参 事																		2
課 長	幹 事																	0
主 幹				1		1		1			1				1			0
課 長 代 理			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15
副 参 事	与 理				1	2	2	1	1	1	2	2(1)	(1)	1	2	2	2	0
係 長					1	2	2	1	1	1	2	2	3	4	5	5	7	19
主 任			1	3	1	4	4	3	1	2	2	3		4	5	5	7	45
統 括 主 任														2		1		3
事 務 職 員			1															1
技 術 職 員								1	1									2
再 任 用						2	1			1	2	2	2	2	2	6	2	20
再 就 業																		0
任期付短時間勤務職員																		0
非常勤特別職(ワーク)							1			1								2
		3				40					24				48			115

<注1>上下水道事業管理者を除く

<注2>臨時職員を除く

6. 職員給与費

<水道事業会計>

(単位:千円)

年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
科 目						
給 料	551,730	564,543	575,511	587,078	604,318	652,229
報 酬	21,059	23,359	32,570	17,304	16,612	11,392
手 当 等	354,418	364,534	378,695	409,452	420,683	456,352
時間外勤務手当	20,721	20,152	16,479	17,644	13,525	12,376
特殊勤務手当	319	294	207	174	198	198
期末勤勉手当	210,005	218,383	235,178	263,397	275,881	303,277
その他の手当	123,373	125,705	126,831	128,236	131,079	140,501
法定福利費	184,218	185,799	181,876	167,886	178,994	191,594
退職給与金(退職給与引当金含む)	303,024	200,992	204,164	204,280	216,385	322,158
計	1,414,449	1,339,227	1,372,816	1,386,000	1,436,992	1,633,725

(資本勘定職員を含む。)

<下水道事業会計>

(単位:千円)

年度	平成23年度
科 目	
給 料	497,734
報 酬	7,501
手 当 等	339,398
時間外勤務手当	34,427
特殊勤務手当	709
期末勤勉手当	186,328
その他の手当	117,934
法定福利費	163,875
退職給与金(退職給与引当金含む)	300,000
計	1,308,508

(資本勘定職員を含む。)

7. 職員構成 (H. 24 . 4 . 1 現在)

(1) 年令別職員構成

<水道事業会計>

(単位:人)

年 令	技術職員	事務職員	計
20歳未満	0	0	0
20 歳 ～ 24 歳	1	1	2
25 歳 ～ 29 歳	1	3	4
30 歳 ～ 34 歳	1	0	1
35 歳 ～ 39 歳	17	8	25
40 歳 ～ 44 歳	12	5	17
45 歳 ～ 49 歳	9	7	16
50 歳 ～ 54 歳	13	2	15
55 歳 ～ 59 歳	35	4	39
60歳以上	16	0	16
合 計	105	30	135
平均年令	50歳5月	42歳10月	48歳8月

<下水道事業会計>

(単位:人)

職 名	技術職員	事務職員	計
年 令			
20歳未満	0	0	0
20 歳 ～ 24 歳	0	1	1
25 歳 ～ 29 歳	2	0	2
30 歳 ～ 34 歳	3	1	4
35 歳 ～ 39 歳	14	0	14
40 歳 ～ 44 歳	23	2	25
45 歳 ～ 49 歳	14	0	14
50 歳 ～ 54 歳	16	0	16
55 歳 ～ 59 歳	16	1	17
60歳以上	20	0	20
合 計	108	5	113
平均年令	49歳0月	39歳2月	48歳7月

(注)管理者、嘱託を除く。再任用は含む。

(2) 勤続年数別職員構成

<水道事業会計>

(単位:人)

職 名	技術職員	事務職員	計
年 数			
1年未満	7	0	7
1年 ～ 3年	12	3	15
4 " ～ 6 "	0	0	0
7 " ～ 9 "	2	1	3
10 " ～ 12 "	1	0	1
13 " ～ 15 "	6	3	9
16 " ～ 18 "	14	3	17
19 " ～ 21 "	13	5	18
22 " ～ 24 "	2	6	8
25 " ～ 27 "	4	1	5
28 " ～ 30 "	7	1	8
31年以上	37	7	44
合 計	105	30	135
平均勤続年数	21年10月	21年10月	21年10月

<下水道事業会計>

(単位:人)

職 名	技術職員	事務職員	計
年 数			
1年未満	5	0	5
1年 ～ 3年	17	1	18
4 " ～ 6 "	7	2	9
7 " ～ 9 "	3	0	3
10 " ～ 12 "	0	0	0
13 " ～ 15 "	5	0	5
16 " ～ 18 "	17	1	18
19 " ～ 21 "	10	0	10
22 " ～ 24 "	7	0	7
25 " ～ 27 "	4	0	4
28 " ～ 30 "	15	0	15
31年以上	18	1	19
合 計	108	5	113
平均勤続年数	18年2月	12年2月	17年11月

(注)管理者、嘱託を除く。再任用は含む。